

# 平成25年度 地球環境国際連携事業

## 【背景および目的】

優れた気候変動防止技術の普及を望む発展途上国および新興国は、当該技術を有する日本を含むCTI加盟国の中小企業とのビジネスを求めている。しかし、中小企業が当該国に進出するには、情報収集、パートナー企業の特定、技術提案、商談などにおいて課題が多く、ビジネスマッチングは容易ではない。

このような背景のもと、ICETTでは経済産業省の委託事業により、日本を含むCTI加盟国の中小企業が有する優れた気候変動防止技術を、発展途上国および新興国に普及させるためのスキームをCTI CTBNプログラムとして構築する。

## 【活動概要】

### 1. ビジネスマッチングワークショップの開催（9／3、東京）

日本をはじめとするCTI加盟国のコンサルタント、金融機関、企業等の参画を想定するCTI CTBNプログラムの構築に向けて、CTI加盟国の中小企業が、発展途上国および新興国へ気候変動防止技術の普及を図るための、持続可能な支援スキームについて協議・検討のうえ、プログラム概要を決定する。

### 2. パイロットプログラムの実施

- ワークショップで決定するスキームをもとに、日本の中小企業が対象国※<sup>1</sup>の企業へ気候変動防止ビジネスを技術展開し、モデルプロジェクトを形成するための支援を提供する。
- モデルプロジェクトの形成支援を通じて、CTI CTBNプログラム支援スキームの有効性を検証する。
- モデルプロジェクトのビジネスモデルが確立し、その案件が民間からの資金調達を必要とする場合には、CTI PFANプログラム※<sup>2</sup>への橋渡しを行う。

※<sup>1</sup> ASEAN10カ国、インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、ブータン、モルディブ及びモンゴル

※<sup>2</sup> CTIにおいて設立された民間資金ネットワーク(Private Financing Advisory Network)の略で、地球温暖化防止を推進するため、途上国における環境プロジェクト実現に必要な投融資が受けられるよう、事業開発者と世界の投資家及び金融機関とのマッチングの機会を提供し、投融資の実現をサポートする枠組み。

### 3. ガイドラインの作成

CTI加盟国の中小企業が、発展途上国および新興国側に技術提案をする際の留意点等を網羅した共通ガイドラインを有識者の助言のもと作成する。

## 【活動内容詳細】

### 1. 対象国における気候変動防止技術ニーズ調査等実施事業者公募

パイロットプログラム実施の第一ステップとして、対象国における気候変動防止技術ニーズを特定する。対象国におけるニーズの特定を実施する事業者は公募により選定し、下記業務に対し、100万円(税抜)を上限に業務に係る経費を補助する。

- ①対象国における技術ニーズ・当該技術ニーズを有する現地企業の特定、ビジネスマッチングへの要件明確化
- ②技術ニーズを有する現地企業に対し、シーズを有する企業側がPRするポイントの整理
- ③ビジネスマッチングワークショップでの技術ニーズ情報事例発表
- ④ビジネスマッチングバーチャル会議への参加

### 2. 技術シーズを有する日本の中小企業の公募

パイロットプログラム実施のため、既に特定された技術ニーズに適応する技術シーズを有する日本の中小企業を公募し、3～5社程度の日本企業を選定する。

### 3. ビジネスマッチングワークショップの開催 (開催日:平成25年9月3日(火) 開催場所:東京)

CTI加盟国のコンサルタント、金融機関、企業等の関係者を集め、CTI CTBNプログラムにおける持続可能な支援スキームについて協議のうえ、概要を決定する。主な内容は以下のとおり。

- ①技術ニーズ情報事例発表(ニーズ調査を行った事業者およびニーズを有する現地企業が共同で実施)
- ②技術ニーズを有する現地企業とシーズを有する中小企業における効率的なマッチング方法並びにプロジェクト形成のための支援内容等決定
- ③共通ガイドラインの内容決定
- ④技術ニーズを有する現地企業とシーズを有する日本の中小企業の個別面談

## 4. ガイドラインの作成

CTI加盟国の中小企業が、発展途上国および新興国に技術提案をする際の実効性を向上するため、ビジネスマッチングバーチャル会議に先立ちプレゼンテーション資料の内容およびプレゼン時の留意点等を網羅した共通ガイドラインを有識者の助言のもと作成し、バーチャル会議に参加予定の日本企業に予め配布する。

## 5. ビジネスマッチングバーチャル会議の実施(TV会議方式)

技術ニーズを有する現地企業と、適応するシーズ技術を有する日本の中小企業が、テレビ会議方式によるビジネスマッチングバーチャル会議を実施する。バーチャル会議では、技術ニーズを有する現地企業に対し、シーズを有する日本の中小企業が、自社技術PR等のプレゼンテーションを実施する。なお、本バーチャル会議には、ICETTの他、技術ニーズ調査を行う事業者もオブザーバーとして参加する。

### ☆マッチングが成立した場合・・・

## 6. 現地企業・日本の中小企業・ICETTとの間で、プロジェクト立上げのMOUを締結⇒モデルプロジェクトスタート

プロジェクトに対して900万円(税抜)を上限とした事業活動経費を実費精算にて一部補助  
(対象補助経費例： 現地渡航費、コンサルタント料、翻訳費、現地車両借上げ費等)

## 7. 専属コンサルタントにより、現地での商談、技術提案書作成等に係る支援を提供

コンサルタント費については、プロジェクトに対して支払われる900万円(税抜)上限の補助の中で対応。(11月上旬～2月下旬)

### ☆商談が進み、現地企業に対し日本の技術・製品・サービス導入に係る見積書提出が完了した場合・・・

事業活動に係る経費補助を1,000万円(税抜)上限へ引き上げる

